脱炭素行動「15 アクション」紹介動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注する脱炭素行動「15 アクション」紹介動画制作業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

脱炭素行動「15アクション」紹介動画制作業務

2 業務の目的

本県では、これまで「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を展開してきたが、削減目標の大幅な引き上げや「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の施行を踏まえ、取組を強化し、「とちぎカーボンニュートラル 15 (いちご) アクション県民運動」を展開することとした。この運動においては、これまで低炭素・省エネを中心に県民に促してきた行動「15 のこと」を、取り組みやすさや波及性などを考慮して選定した脱炭素行動「15 (いちご) アクション」に刷新し、カーボンニュートラル実現に向けた行動変容を強く促していくこととしている。

カーボンニュートラル実現には、県民一人ひとりが温室効果ガス排出削減を「自分事」として捉え、日々の生活の中で脱炭素行動を実践していくことが重要である。そこで、本業務では「15 アクション」をわかりやすく紹介する動画を制作し、県民向けに情報発信をすることにより、「15 アクション」の認知度向上及び脱炭素行動の理解促進を図り、家庭分野における脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7 (2025) 年3月31日 (月)

4 業務の内容

(1)動画コンテンツの制作

ア ターゲット

脱炭素行動に関心の薄い県内在住の20代後半~40代の男女

イ 内容等

- (ア)本編動画
- a. 内容
 - ・「とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動」の概要や、「15 アクション」 について、運動ロゴやピクトグラムとともに具体的な行動例、メリット等を紹介し、 広く県民が理解できる内容とすること。
 - ・脱炭素行動が、我慢を伴うものではなく、豊かで快適・健康な新しい暮らしにつながる**1というビジョンを持ち、カーボンニュートラル実現に向け、県民が「自分事」として実践する意欲を向上できる内容とすること。
 - ・ターゲットの興味・関心を引き、動画を完全視聴し、脱炭素行動を実践してもらえるよう、創意工夫をこらしたユニークな動画を制作すること。

- ※1:「脱炭素行動が豊かで快適・健康な新しい暮らしにつながる」のイメージ
 - ・断熱性能/省エネ:ヒートショック防止、光熱費がお得
 - ・太陽光発電:停電時も安心、電気代もお得
 - ・ 蓄電池: 停電時も安心、太陽光でつくった電気を無駄なく使う
 - ・テレワーク:移動時間の削減、多様な働き方も実現
 - ・公共交通機関:健康増進、渋滞解消(移動時間の短縮)
- b. 再生時間
 - 5分程度
- c. 制作本数
 - 1本
- d. 想定する使用用途

YouTube 栃木県公式チャンネル、とちぎ気候変動対策ポータルサイト (https://zerocarbon.pref.tochigi.lg.jp/)への掲載

(4) 広告用動画

- a. 内容
 - ・「とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動」及び「15 アクション」について、ターゲットの興味・関心を引き出すことができるような、視覚や感覚に訴求するものであること。
 - ・視聴後に、甲がとちぎ気候変動対策ポータルサイトに作成するページへ遷移し、本編 動画を視聴することが期待されるものであること。
- b. 再生時間
- 15 秒及び 30 秒
- c. 制作本数
- 15 秒バージョン、30 秒バージョン 各1本
- d. 想定する使用用途

YouTube インストリーム広告 (30 秒スキッパブル、15 秒 ノンスキッパブル)、その他の 広告媒体等

(ウ)デジタルサイネージ用動画

- a. 内容
- 「(イ)広告用動画」で制作した 15 秒バージョン動画を活用し、コンビニエンスストア店内におけるデジタルサイネージ広告として使用できるよう編集を行うこと。
- ※下記イメージのとおり動画(1,920×1,080px)及び静止画を結合し、1本の動画(4 画面分割、3,840×2,160px)に編集。
- ※①③は同一動画、②は静止画とし、横3画面モニターで放映することを想定。

〈イメージ〉

(1, 920×1, 080)	② (1,920×1,080)
③ (1, 920×1, 080)	素材なし (黒画面)

b. 再生時間

15 秒

c. 制作本数

1本

ウ その他

- (ア)具体的な内容(構成・シナリオ など)については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。
- (4)業務目的の達成のため最適と考えられる制作手法(実写、アニメーション等)を選択し、提案すること。
- (ウ)字幕やナレーション等を利用すること。
- (エ)動画の展開と音響とのリンクを意識すること。
- (オ) SNS や YouTube で使用するサムネイル画像も作成すること。
- (カ)データ形式はMP4、アスペクト比は 16:9、サイズは 1,920×1,080px 以上とすること。

(2)特記事項

- ア 企画、取材、撮影、素材収集・作成、編集等動画制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼、著作権使用料等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- イ 動画制作の提案にあたっては、新規撮影・作成を原則とすること。ただし、本事業で作成する動画間で共有可能な素材については、重複して使用しても差し支えない。また、甲が保有する本事業関連の素材(ロゴマーク、ピクトグラム、「ニュートラくん」イラスト等)については、必要に応じて協議の上、甲より提供する。
- ウ 動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整は乙が行うこと。
- エ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- オ 乙は、企画提案のあった内容を元に「事業企画書」(「事業計画書」及び「実施行程表」 を含む」を作成し、甲の承認を得ること。
- カ制作に当たっては、これまで動画制作の実績のあるものと取り組むこと。

5 委託費の支払い等

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

6 成果品の提出等

- (1) 成果品
 - ア 実施報告書 紙媒体及びDVD-ROM2枚
 - イ 制作した動画の電子データを格納した DVD-ROM 2 枚 ※リエディット可能なマスターデータ及び MPEG-4 形式は必須
 - ウ 業務実施にあたり収集及び作成したデータを格納した DVD-ROM 2 枚
- (2) 提出期限

令和7 (2025) 年3月14日(金)

(3) 提出場所

栃木県環境森林部気候変動対策課

7 その他

- (1)制作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。)は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、本仕様書の範囲において甲と乙が協議を重ねながら実施し、 進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (4) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (5) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。